

(仮称)トヨタ紡織株式会社岐阜テストコース施設等新設事業に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 環境影響評価項目の選定において、選定しない環境項目については、調査等の対象としない理由を根拠資料やデータを示したうえで、わかりやすく示すこと。

< 個別的事項 >

【事業計画】

- 3 多治見市は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地域であるので、熱環境に対して適切に配慮し、施設を計画すること。また、準備書において可能な限りその内容について記載すること。
- 4 浄化槽処理水の放流あるいは再利用の計画を示すこと。また、必要があれば、放流先の調整池の管理方法を検討しておくこと。

【水質・底質・地下水】

- 5 工事中に設置を予定している仮設沈砂池の容量を明らかにし、堆積した土砂の除去等適切な維持管理を行うこと。仮設沈砂池から調整池を経て排出される処理水については、適切な水質目標値を設定し、十分な監視を行うなど河川の水質保全に万全を期すこと。

【騒音】

- 6 施設騒音の予測にあたっては、今後具体化される施設計画を踏まえて、施設に適した予測方法を用いること。
- 7 事業実施区域周辺地域の騒音に係る環境の現況は、地域の環境基準を大きく下回るものであるので、環境基準のみでなく、現況を十分に考慮の上、予測と環境保全対策の検討を行うこと。

【地形・地質】

- 8 対象事業実施区域及びその周囲の概況として、活断層に関する調査結果を記載すること。

【動物・植物】

- 9 重要な動植物の抽出については、当該地域又はその周辺で実施された調査報告書などさらに多くの文献等を参照すること。
- 10 専門家や地域の自然保護団体等へ意見聴取を行って調査及び予測評価を行う場合は、その過程を明らかにすること。

【文化財】

- 11 事業地に近接して妻木西山遺跡(埋蔵文化財包蔵地)が存在し、事業地内で未周知の遺物や遺構が出土する可能性があるため、埋蔵文化財の取扱いについては、事前に土岐市教育委員会と協議し、工事中に新たに文化財が発見された場合の取扱いについてはその協議を踏まえ、適切な調査及び対策をとること。
- 12 1～11の措置について、準備書に記載すること。